

# 山梨県公報

号外第十五号

令和二年

三月三十日

月 曜 日

## 目次

### 規 則

- 山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則……………一
- 山梨県卸売市場法施行細則……………二
- 山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則……………四
- 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四
- 山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則……………八
- 山梨県医療法施行細則の一部を改正する規則……………八
- 山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………一〇八
- 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇九
- 山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇九
- 山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………一二二
- 山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則……………一二二
- 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一二八
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………一二八
- 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一二八
- 山梨県辺地振興条例施行規則及び山梨県過疎地域振興条例施行規則を廃止する規則……………一二九
- 山梨県卸売市場条例施行規則を廃止する規則……………一二九

## 規 則

### 山梨県規則第三号

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則を次のように定める。  
令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### (趣旨)

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則

**第一条** この規則は、山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(令和二年山梨県条例第四号。次条及び第三条において「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自転車小売業者の登録に関する基準)

**第二条** 条例第十六条第二項第三号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 自転車を購入しようとする者に対し、条例第十条第一項から第三項までの規定による交通事故の防止のための措置等に関する啓発を行っていること。
- 二 自転車を購入しようとする者に対し、条例第十一条第一項及び第二項の規定による必要な点検及び整備並びに同条第三項の規定による防犯対策に関する啓発を行っていること。
- 三 自転車を購入しようとする者に対し、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第十二条第三項に規定する防犯登録(次条第五号において「防犯登録」という。)に関する情報提供を行っていること。

**四** 山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第九条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(自転車貸付事業者の登録に関する基準)

**第三条** 条例第十七条第二項第三号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 貸付けの用に供する自転車について、条例第十条第一項の規定による交通事故の防止のための措置を講じていること。
- 二 貸付けの用に供する自転車について、条例第十一条第一項の規定による必要な点検及び整備を行っていること。
- 三 幼児用座席が取り付けられた自転車の貸付けを行っている自転車貸付事業者にあつては、当該自転車を借り受けようとする者に対して、幼児用座席に乗車させる幼児に乗車用ヘルメット及び幼児用座席に備えられたベルトを着用させるよう勧奨しているとともに、幼児のための乗車用ヘルメットの貸付けを行っていること。
- 四 幼児又は児童が利用する自転車の貸付けを行っている自転車貸付事業者にあつては、その監護する幼児又は児童のために当該自転車を借り受けようとする者に対して、当該自転車を利用する幼児又は児童に乗車用ヘルメット及び肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具を着用させる等の安全上の措置を講ずるよう勧奨しているとともに、幼児又は児童のための乗車用ヘルメット

の貸付けを行っていること。

五 貸付けの用に供する自転車について、防犯登録を行っていること。

六 貸付けの用に供する自転車を適切に保管する場所を確保していること。

七 山梨県暴力団排除条例第九条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 附則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

#### 山梨県規則第四号

山梨県卸売市場法施行細則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### (趣旨)

**第一条** この規則は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。次条において「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)  
**第二条** 法第十四条において準用する法第十二条第三項の証明書は、身分証明書（別記様式）のとおりとする。

#### 附則

この規則は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月二十一日）から施行する。

別記様式（第2条関係）

(表)

↑ ----- 6センチメートル ----- ↓	第 号
	身分証明書  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             写 真           </div> <div style="text-align: right;">             所属              職氏名              生年月日           </div> </div> <p style="text-align: center;">上記の者は、卸売市場法第14条において準用する同法第12条第2項の規定による地方卸売市場の立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山梨県知事 印</p>
←----- 9センチメートル -----→	

(裏)

卸売市場法（抜粋）

(報告及び検査)

第12条 略

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(準用)

第14条 第5条から第10条まで、第11条（第1項第1号に係る部分を除く。）及び第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第6条第1項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第2号及び第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第2号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。

**山梨県規則第五号**

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

山梨県庁舎等管理規則（昭和四十一年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「守衛」を「警備員」に改める。

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県規則第六号**

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表山梨県総合計画審議会の項を削り、同表に次のように加える。

山梨県科学技術・イノベーション会議	特別委員	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員 三 県の職員 四 前三号に掲げるもののほか、その他県が必要と認める者	専門の事項について調査審議すること。
-------------------	------	--	--------------------

第四条の見出しを「（会長等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第五条第一項の規定により、附属機関（次に掲げる附属機関を除く。）に会長を、次に掲げる附属機関に委員長を置く。

- 一 山梨県社会福祉審議会
- 二 感染症診査協議会
- 三 山梨県出資法人経営検討委員会

- 四 山梨県ブランドプロモーション支援事業審査委員会
  - 五 山梨県農村環境保全向上対策検討委員会
  - 六 みんなでつくる博物館協議会
  - 七 山梨県立博物館運営委員会
  - 八 山梨県立博物館資料・情報委員会
  - 九 山梨県入札監視委員会
  - 十 山梨県総合評価委員会
  - 十一 山梨県政府調達苦情検討委員会
- 第四条第二項の表中山梨県総合計画審議会の項及び山梨県卸売市場審議会の項を削り、同表に次のように加える。

山梨県交通政策会議	一人
山梨県生活習慣病検診管理指導協議会	二人
山梨県ジュエリーマスター認定委員会	一人
山梨県公共事業評価委員会	一人

第五条の表に次のように加える。

山梨県立美術館協議会	過半数
山梨県考古博物館協議会	過半数
山梨県文学館協議会	過半数
山梨県スポーツ推進審議会	過半数
山梨県文学館協議会	過半数
山梨県公衆浴場入浴料金協議会	過半数
山梨県ジュエリーマスター認定委員会	過半数

山梨県ブランドプロモーション支援事業審査委員会	過半数
山梨県立博物館資料・情報委員会	過半数
山梨県総合評価委員会	過半数

第六条第一項の表中山梨県総合計画審議会の項を削り、同表に次のように加える。

山梨県科学技術・イノベーション会議	部会
山梨県交通政策会議	部会
山梨県生活習慣病検診管理指導協議会	部会
山梨県立美術館専門委員会	部会
山梨県公共事業評価委員会	小委員会

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項の表の改正規定（山梨県卸売市場審議会の項を削る部分に限る。）は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月二十一日）から施行する。

**山梨県規則第七号**

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県情報公開条例施行規則（平成十二年山梨県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第十一条第二項第一号ハ及び第三項第三号ホ」を「第十一条第二項第三号及び第三項第五号」に改める。

第六条第一項第五号中「第十一条第二項第一号（同号ハに係る部分に限る。）又は第三項第三号（同号ホに係る部分に限る。）」を「第十一条第二項第三号又は第三項第五号」に改める。

第十一条第一項第一号中「又は第四項」を「のいずれか」に改め、同項第三号中「以下同じ」を削り、同項第四号中「（第五項に規定する場合におけるものを除く。次項第四号において同じ。）」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 文書又は図画の条例第十七条第一項（第三号にあっては、同項及び情報通信技術利用条例第四条第一項）の規定による開示の実施の方法は、次に掲げる方法（第二号及び第三号に掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り、第三号に掲げる方法にあっては情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合（次項において「電子開示請求の場合」という。）に限る。）とする。

一 当該文書又は図画を用紙その他これに類するものに複写し、印刷し、又は印画したものの交付

二 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてきた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第四号において同じ。）その他の電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項第四号において同じ。）に複写したものの交付

三 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

3 電磁的記録についての条例第十七条第一項の規則で定める方法は、次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（第五号に掲げる方法にあっては、電子開示請求の場合に限る。）とする。

一 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取

三 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

四 当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

五 当該電磁的記録を電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受け

る者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法  
 第十一条第四項及び第五項を削る。  
 別表第一を次のように改める。

**別表第一（第十五条関係）**

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施費用の額
一 文書又は図画	イ 用紙に複写したものの交付	A 三判以下の大きさの用紙一枚につき十円（カラーで複写したものに ついては、四十円）
	ロ スキャナにより読み取ってできた電 磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X〇六〇六及びX六二八一に適合する 直径百二十ミリメートルの光ディスク の再生装置で再生することが可能な ものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき七十円
	ハ スキャナにより読み取ってできた電 磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X六二四一に適合する直径百二十ミリ メートルの光ディスクの再生装置で再 生することが可能なものに限る。）に 複写したものの交付	一枚につき百十円
	ニ イからハまでに掲げるもの以外のも のの交付	当該交付に要する 費用に相当する額
二 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの交付	A 三判以下の大き さの用紙一枚につ き十円（カラーで 出力したものに つ

ロ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき七十円	いては、四十円）
ハ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百十円	
ニ イからハまでに掲げるもの以外のものの交付	当該交付に要する費用に相当する額	

備考 一の項イ又は二の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定し、A三判を超える大きさのものについては、A三判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

第六号様式中「**〔300円以下〕**」を「**〔300円以下〕**」に改める。

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県規則第八号**

山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県個人情報保護条例施行規則（平成十七年山梨県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「。以下同じ」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 条例第二十五条第一項本文の文書又は図画の写しの交付の方法（第二号に掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関

がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次条において同じ。）により当該文書又は図画の写しを交付することができる場合に限る。）は、それぞれ当該各号に定めるものを交付する方法とする。

一 当該文書又は図画を用紙その他これに類するものに複写し、印刷し、又は印画したものの交付

二 当該文書又は図画をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条において同じ。）その他の電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条において同じ。）に複写したものの交付

第十三条を次のように改める。

（条例第二十五条第一項の規則で定める方法）

**第十三条** 条例第二十五条第一項の規則で定める電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるものとする。

一 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取

三 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

四 当該電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

第十四条を削り、第十五条を第十四条とし、第十六条から第二十四条までを一条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第十七条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施費用の額
一 文書又は図画	イ 用紙に複写したものの交付	A三判以下の大きさの用紙一枚につき十円（カラーで複写したものに ついては、四十円）

二 電磁的記録		
イ 用紙に出力したものの交付	ロ スキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき七十円
ハ スキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	ニ イからハまでに掲げるもの以外のも のの交付	当該交付に要する費用に相当する額
ハ スキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	ハ スキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百十円

生することが可能なものに限る。）に 複写したものの交付	
二 イからハまでに掲げるもの以外のも の交付	当該交付に要する 費用に相当する額

備考 一の項イ又は二の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定し、A三判を超える大きさのものについては、A三判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

第三号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

第四号様式中「第19条関係」を「第18条関係」に、「第19条の規定」を「第18条の規定」に改める。

第五号様式中「第20条関係」を「第19条関係」に改める。

第六号様式中「第22条関係」を「第21条関係」に改める。

**附 則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県規則第九号**

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県市町村振興資金条例施行規則（昭和三十八年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

（元利補給金の額）

**第十二条** 条例第七条に規定する規則で定める額は、毎年度、借入団体が支払つた当該年度分の元利償還金の額に、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 超電導磁気浮上方式鉄道実験線の建設促進のための建設事業に係る資金 百分の六十
- 二 市町村の合併の推進に資する施設の整備のための建設事業に係る資金 百分の三十五
- 三 中央新幹線の建設促進のための建設事業に係る資金 百分の五十

- 2 知事は、前項第三号に定める割合については、当該割合により難しい場合として知事が別に定める場合に該当するときは、同号の規定にかかわらず、同号に定める割合を下回る割合を別に定めることができる。
- 3 第一項の規定により得た額（前項の規定により知事が定めた割合に基づき第一項の規定により得た額を含む。）に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則による改正後の山梨県市町村振興資金条例施行規則第十二条の規定は、この規則の施行の日以後に融通を決定される資金について適用し、同日前に融通を決定された資金については、なお従前の例による。

**山梨県規則第十号**

山梨県医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県医療法施行細則の一部を改正する規則

山梨県医療法施行細則（昭和三十六年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第一条第一項」を「第一条の第十四第一項」に、「病院（診療所）開設許可申請書」を「病院開設許可申請書」に改め、同条第二号中「第一条第二項」を「第一条の第十四第一項」に、「病院（診療所）変更許可申請書」を「診療所（有床）開設許可申請書」に改め、同条第三号中「第一条第三項」を「第一条の第十四第一項」に、「病院（診療所）開設許可事項変更届」を「診療所（無床）開設許可申請書」に改め、同条第四号中「省令第二条第一項」を「法第七条第二項」に、「助産所開設許可申請書」を「（病院・診療所・診療所・助産所）開設許可事項変更許可申請書」に改め、同条第五号中「省令第二条第二項」を「令第四条第一項」に、「助産所変更許可申請書」を「（病院・診療所・助産所）開設許可事項変更届」に改め、同条第六号中「第二条第三項」を「第二条第一項」に、「助産所開設許可事項変更届」を「助産所開設許可申請書」に改め、同条第七号中「省令第三条第一項」を「令第四条の第二第一項」に、「病院（診療所、助産所）開設届」を「（病院・診療所・助産所）開設届」に改め、同条第八号中「省令第四条」を「法第八条」に、「診療所開設届」を「診療所（有床）開設届」に改



め、同条第九号中「省令第五条」を「法第八条」に、「助産所開設届」を「診療所（無床）開設届」に改め、同条第十号中「令第四条の二第二項」を「法第八条」に、「病院（診療所、助産所）届出事項変更届」を「助産所開設届」に改め、同条第十一号中「第四条の二第三項」を「第四条の二第二項」に、「診療所（助産所）変更届」を「（病院・診療所・助産所）届出事項変更届」に改め、同条第十二号中「省令第六条」を「令第四条第三項」に、「綜合病院承認申請書」を「（診療所・助産所）届出事項変更届」に改め、同条第十三号中「第九条第一項」を「第八条の二第二項及び第九条第一項」に、「病院（診療所、助産所）休止・再開届」を「（病院・診療所・助産所）（休止・再開・廃止）届」に改め、同条第十四号中「病院（診療所、助産所）開設者死亡（失そう）届」を「（病院・診療所・助産所）開設者（死亡・失そう）届」に改め、同条第十五号中「病院（診療所）専属薬剤師設置免除許可申請書」を「（病院・診療所・助産所）専属薬剤師設置免除許可申請書」に改め、同条第十六号中「病院（診療所、助産所）管理者専任許可申請書」を「（病院・診療所・助産所）管理免除許可申請書」に改め、同条第十七号中「病院（診療所、助産所）管理者兼任許可申請書」を「（病院・診療所・助産所）管理者兼任許可申請書」に改め、同条第十八号中「省令第十二条」を「法第二十七条」に、「妊婦（産婦又はじよく婦）収容届」を「（病院・診療所・助産所）使用許可申請書」に改め、同条第十九号中「病院宿直免除許可申請書」を「病院医師宿直免除申請書」に改め、同条第二十号中「省令第二十四条」を「法第十五条第三項」に、「エックス線装置届」を「診療用エックス線装置備付届」に改め、同条第二十一号中「省令第二十五条」を「法第十五条第三項」に、「診療用放射線照射装置届」を「診療用高エネルギー放射線発生装置備付届」に改め、同条第二十二号中「省令第二十六条」を「法第十五条第三項」に、「診療用放射線照射器具届」を「診療用粒子線照射装置備付届」に改め、同条第二十三号中「省令第二十七条」を「法第十五条第三項」に、「診療用放射性同位元素届」を「診療用放射線照射装置備付届」に改め、同条第二十四号中「省令第二十八条」を「法第十五条第三項」に、「エックス線装置及び診療用放射線照射装置等の変更届」を「診療用放射線照射器具備付届」に改め、同条第二十五号中「第二十七条」を「第十五条第三項」に、「病院（診療所、助産所）使用許可申請書」を「放射性同位元素装備診療機器備付届」に改め、同号の次に次の三十号を加える。

二十六 法第十五条第三項の規定による（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届 第二十六号様式

二十七 法第十五条第三項の規定による診療用エックス線装置変更届 第二十七号様式

二十八 法第十五条第三項の規定による（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療

用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）変更届 第二十八号様式

二十九 法第十五条第三項の規定による診療用エックス線装置廃止届 第二十九号様式

三十 法第十五条第三項の規定による（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届 第三十号様式

三十一 法第十五条第三項の規定による（診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止後の措置届 第三十一号様式

三十二 法第十五条第三項の規定による（診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）翌年使用予定届 第三十二号様式

三十三 省令第三十一条の規定による医療法人設立認可申請書 第三十三号様式

三十四 令第五条の十二の規定による医療法人設立登記完了届 第三十四号様式

三十五 法第四十六条の五第一項ただし書等の規定による認可申請書 第三十五号様式

三十六 法第四十六条の五第六項ただし書等の規定による認可申請書 第三十六号様式

三十七 法第四十六条の六第一項ただし書等の規定による認可申請書 第三十七号様式

三十八 令第五条の十二の規定による登記事項変更登記完了届 第三十八号様式

三十九 令第五条の十三の規定による役員変更届 第三十九号様式

四十 省令第三十三条の二十五の規定による（定款・寄附行為）変更認可申請書 第四十号様式

四十一 法第五十四条の九第五項の規定による（定款・寄附行為）変更届 第四十一号様式

四十二 令第五条の十二の規定による従たる事務所の新設登記完了届 第四十二号様式

四十三 令第五条の十二の規定による事務所移転登記完了届 第四十三号様式

四十四 法第五十二条第一項の規定による決算届 第四十四号様式

四十五 省令第三十四条の規定による医療法人解散認可申請書 第四十五号様式

四十六 令第五条の十二の規定による清算人の就任登記届 第四十六号様式

四十七 令第五条の十二の規定による医療法人解散登記完了届 第四十七号様式

四十八 法第五十五条第八項の規定による医療法人解散届 第四十八号様式

四十九 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の医療法第五十六条第二項及び第三項の規定による残余財産処分認可申請書

請書 第四十九号様式

五十 令第五条の十二の規定による医療法人清算結了届 第五十号様式

五十一 省令第三十五条の二及び第三十五条の五の規定による医療法人合併認可申請書 第五十一号様式

五十二 令第五条の十二の規定による医療法人合併登記完了届 第五十二号様式

五十三 省令第三十五条の八及び第三十五条の十一の規定による医療法人分割認可申請書 第五十三号様式

五十四 令第五条の十二の規定による医療法人分割登記完了届 第五十四号様式

五十五 法第四十六条の五の三第二項の規定による一時役員選任請求書 第五十五号様式

第一号様式から第二十五号様式までを次のように改める。

第1号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

印

病院開設許可申請書

次のとおり病院を開設したいので、医療法施行規則第1条の14第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 病院の名称

2 開設の場所

電話番号 ( )

3 診療科名

4 開設予定年月日 年 月 日

5 開設の目的

6 維持の方法

7 従業員の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	臨 床 検 査 技 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	栄 養 士	調 理 員	事 務 員	そ の 他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

8 敷地の面積

m<sup>2</sup>

9 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
	造 階建てのうち 階 室 ( 号室)		m <sup>2</sup>

10 廊下の幅

建物別名称	片側廊下	中央廊下
	m	m

11 診察室

診療科名	室面積	処置室兼用の場合その部分
	m <sup>2</sup>	

12 処置室（診察室兼用の場合を除く。）

処置室名	室面積
	m <sup>2</sup>

13 2階以上の階に病室を有する建物の直通階段の数及びその構造

建物別名称	屋内の直通階段					病室のある最上階	避難階段の数
	幅	踊り場の幅	け上げ	踏み面	手すりの有無		
	m	m	cm	cm		階	階から地上まで 箇所

14 歯科技工室

室面積	照明設備	給水・火気設備	防火設備	防塵設備	その他の設備
m <sup>2</sup>					

15 調剤所

室面積	採光面積	外気開放面積	給水箇所	麻薬金庫の有無
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	箇所	有・無
冷暗所の構造・容積		備付け天秤		
(構造)		10mg		台
(容積)	m <sup>3</sup>	感量 500mg		台
		mg		台

16 手術室及び準備室

室名	室面積	構造・設備						
		手術台	内壁	床の排水設備	照明設備	暖房設備	手洗い滅菌装置	防蝇設備
手術室	m <sup>2</sup>	台						
準備室	m <sup>2</sup>							

17 臨床検査室

室面積	検査設備の概要	防蝇設備
m <sup>2</sup>		

18 分娩室及び新生児入浴施設

分娩室	室面積	構造・設備	新生児入浴施設	室面積	構造・設備
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	

19 エックス線装置及び使用室

エックス線装置	台数	用途の別 (撮影・治療・透視)	製作者・形式・エックス線管最大電圧・連続管電流		
	固定 台		k v p m A		
	携帯 台		k v p m A		
エックス線使用室	面積	室内の構造の概要	操作室の面積	暗室の面積	暗室の設備
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

20 給食施設

調理室	面積	m <sup>2</sup>		冷蔵庫		
	床の構造			手洗い設備		
	照明及び換気設備			給食職員専用の使用		
	防蝇設備	窓 出入口		事務室		
	野菜消毒設備			給食倉庫又は置き場		
配膳室	配膳室の名称又は設備場所	面積	食器消毒方法・設備	食器洗浄設備	食器格納設備	防蝇設備
		m <sup>2</sup>				
		m <sup>2</sup>				

21 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

22 汚物処理施設

施設数及び構造概要				結核病室のある場合は喀痰の処理施設又は処理方法
焼却炉	浄化槽	汚物溜	その他	

23 病室

病棟名 ( )

階別	病室番号	病床種別	病床数	床面積	一人あたり床面積	採光面積	直接外気開放面積	天井高さ
階	号	一般療養	床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m


2.4 機能訓練室等（療養病床を有する場合に必要な施設）

	機能訓練室	談話室	食堂	浴室
室面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

2.5 被服、寝具等の消毒施設

室面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
m <sup>2</sup>		

2.6 洗濯施設

室面積	構造概要	洗濯設備	乾燥設備	その他
m <sup>2</sup>				

2.7 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

2.8 その他の設備

医局	m <sup>2</sup>	看護師事務室	m <sup>2</sup>
事務室	m <sup>2</sup>	待合室	m <sup>2</sup>
宿直室	m <sup>2</sup>		

第2号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）  
印

診療所（有床）開設許可申請書

次のとおり診療所を開設したいので、医療法施行規則第1条の14第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 診療所の名称

2 開設の場所

電話番号 ( )

3 診療科名

4 開設予定年月日 年 月 日

5 開設の目的

6 維持の方法

7 従業員の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	臨 床 検 査 技 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	栄 養 士	調 理 員	事 務 員	そ の 他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人



8 敷地の面積

m<sup>2</sup>

9 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
	造 階建てのうち 階 室 ( 号室)		m <sup>2</sup>

10 廊下の幅

建物別名称	片側廊下	中央廊下
	m	m

11 診察室

診療科名	室面積	処置室兼用の場合その部分
	m <sup>2</sup>	

12 処置室（診察室兼用の場合を除く。）

処置室名	室面積
	m <sup>2</sup>

13 2階以上の階に病室を有する建物の直通階段の数及びその構造

建物別名称	屋内の直通階段					病室のある最上階	避難階段の数
	幅	踊り場の幅	け上げ	踏み面	手すりの有無		
	m	m	cm	cm		階	階から地上まで箇所

14 歯科技工室

室面積	照明設備	給水・火気設備	防火設備	防塵設備	その他の設備
m <sup>2</sup>					

15 調剤所

室面積	採光面積	外気開放面積	給水箇所	麻薬金庫の有無
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	箇所	有・無
冷暗所の構造・容積		備付け天秤		
(構造)		10mg		台
(容積)	m <sup>3</sup>	感量 500mg		台
		mg		台

16 手術室及び準備室

室名	室面積	構造・設備						
		手術台	内壁	床の排水設備	照明設備	暖房設備	手洗い滅菌装置	防蝇設備
手術室	m <sup>2</sup>	台						
準備室	m <sup>2</sup>							

17 臨床検査室

室面積	検査設備の概要	防蝇設備
m <sup>2</sup>		

18 分娩室及び新生児入浴施設

分娩室	室面積	構造・設備	新生児入浴施設	室面積	構造・設備
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	

19 エックス線使用室

エックス線使用室	面積	室内の構造の概要	操作室の面積	暗室の面積	暗室の設備
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

20 給食施設

調理室	面積	m <sup>2</sup>		冷蔵庫		
	床の構造			手洗い設備		
	照明及び換気設備			給食職員専用の使用		
	防蠅設備	窓 出入口		事務室		
	野菜消毒設備			給食倉庫又は置き場		
配膳室	配膳室の名称又は設備場所	面積	食器消毒方法・設備	食器洗浄設備	食器格納設備	防蠅設備
		m <sup>2</sup>				
		m <sup>2</sup>				

21 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

22 汚物処理施設

施設数及び構造概要				結核病室のある場合は喀痰の処理施設又は処理方法
焼却炉	浄化槽	汚物溜	その他	

23 病室

病棟名 ( )

階別	病室番号	病床種別	病床数	床面積	一人あたり床面積	採光面積	直接外気開放面積	天井高さ
階	号	一般療養	床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m


## 2.4 機能訓練室等（療養病床を有する場合に必要な施設）

	機能訓練室	談話室	食堂	浴室
室面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

## 2.5 被服、寝具等の消毒施設

室面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
m <sup>2</sup>		

## 2.6 洗濯施設

室面積	構造概要	洗濯設備	乾燥設備	その他
m <sup>2</sup>				

## 2.7 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

## 2.8 その他の設備

医局	m <sup>2</sup>	看護師事務室	m <sup>2</sup>
事務室	m <sup>2</sup>	待合室	m <sup>2</sup>
宿直室	m <sup>2</sup>		

## 2.9 地域で不足する外来医療機能

不足する外来医療機能※	合意について
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否

※山梨県外来医療計画において二次医療圏ごとに定めた「地域で不足する外来医療機能」を記載すること。

拒否の理由

--

第3号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）  
印

診療所（無床）開設許可申請書

次のとおり診療所を開設したいので、医療法施行規則第1条の14第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 診療所の名称

2 開設の場所

電話番号 ( )

3 診療科名

4 開設予定年月日 年 月 日

5 開設の目的

6 維持の方法

7 従業員の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	臨 床 検 査 技 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	栄 養 士	調 理 員	事 務 員	そ の 他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

8 敷地の面積

m<sup>2</sup>

9 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
	造 階建てのうち 階 室 ( 号室)		m <sup>2</sup>

10 診察室

診療科名	室面積	処置室兼用の場合その部分
	m <sup>2</sup>	

11 処置室（診療室兼用の場合を除く。）

処置室名	室面積
	m <sup>2</sup>

12 歯科技工室

室面積	照明設備	給水・火気設備	防火設備	防塵設備	その他の設備
m <sup>2</sup>					

13 調剤所

室面積	採光面積	外気開放面積	給水箇所	麻薬金庫の有無
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	箇所	有・無
冷暗所の構造・容積		備付け天秤		
(構造)		10mg		台
(容積)	m <sup>3</sup>	感量 500mg		台
		mg		台

1.4 手術室及び準備室

室名	室面積	構造・設備						
		手術台	内壁	床の排水 設備	照明設 備	暖房設備	手洗い滅 菌装置	防蝇設備
手術室	m <sup>2</sup>	台						
準備室	m <sup>2</sup>							

1.5 エックス線使用室

エックス 線使用室	面積	室内の構造の概要	操作室の 面積	暗室の面 積	暗室の設備
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

1.6 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

1.7 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

1.8 その他の設備

医局	m <sup>2</sup>	看護師事務室	m <sup>2</sup>
事務室	m <sup>2</sup>	待合室	m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup>		

1.9 地域で不足する外来医療機能

不足する外来医療機能※	合意について
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否

※山梨県外来医療計画において二次医療圏ごとに定めた「地域で不足する外来医療機能」を記載すること。



拒否の理由

--

第4号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

印

（病院・診療所・助産所）開設許可事項変更許可申請書

次のとおり開設許可事項の一部を変更したいので、医療法第7条第2項の規定により申請します。

1 （病院・診療所・助産所）の名称

2 （病院・診療所・助産所）の所在地

電話番号 （ ）

3 変更しようとする理由

4 変更しようとする内容

（1） 変更事項

（2） 変更前

（3） 変更後

5 変更予定年月日

6 平面図

別添のとおり

注 建物の構造概要及び平面図に変更がない場合は、平面図は不要

第5号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

印

（病院・診療所・助産所）開設許可事項変更届

次のとおり許可事項に変更を生じたので、医療法施行令第4条第1項の規定により届け出ます。

1 （病院・診療所・助産所）の名称

2 （病院・診療所・助産所）の所在地

電話番号 ( )

3 変更の理由

4 変更内容

(1) 変更事項

(2) 変更前

(3) 変更後

5 変更年月日

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）  
印

助産所開設許可申請書

次のとおり助産所を開設したいので、医療法施行規則第2条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 助産所の名称

2 開設の場所

電話番号 ( )

3 開設予定年月日 年 月 日

4 従業員の定員

助 産 師						そ の 他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

5 敷地の面積

m<sup>2</sup>

6 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
	造 階建てのうち 階 室 ( 号室)		m <sup>2</sup>

7 入所室

階別	部屋番号	入所定員	床面積	一人あたり床面積
階	号	人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

8 分娩室及び新生児入浴施設

分娩室	室面積	構造・設備	新生児入浴施設	室面積	構造・設備
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	

9 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

10 汚物処理施設

施設数及び構造概要			
焼却炉	浄化槽	汚物溜	その他

11 被服、寝具等の消毒施設

室面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
m <sup>2</sup>		

1 2 洗濯施設

室面積	構造概要	洗濯設備	乾燥設備	その他
㎡				

1 3 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

1 4 その他の設備

事務室	㎡	待合室	㎡
宿直室	㎡		㎡
	㎡		㎡

第7号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

印

（病院・診療所・助産所）開設届

年 月 日付け 第 号で開設許可された（病院・診療所・助産所）について、次のとおり開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 （病院・診療所・助産所）の名称

2 （病院・診療所・助産所）の所在地

電話番号 ( )

3 開設年月日 年 月 日

4 管理者

(1) 住所

(2) 氏名

5 診療に従事する医師又は歯科医師

氏名	担当診療科名	診療日	診療時間

## 6 勤務薬剤師

氏名	専属・非専属の別	非専属の場合の勤務形態

## 7 業務に従事する助産師

氏名	勤務の日	勤務時間

## 8 嘱託医師・病院・診療所（分娩を取り扱う助産所に限る）

氏名・名称	住所



第8号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所

開設者氏名

印

診療所（有床）開設届

次のとおり診療所を開設したので、医療法第8条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 名称

2 開設の場所

電話番号 ( )

3 診療科名

4 開設年月日 年 月 日

5 開設者が現に病院若しくは診療所を開設し若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務する場合

名称		名称	
所在地		所在地	
開設・管理・勤務の別		開設・管理・勤務の別	

6 同時に2つ以上の病院又は診療所を開設する場合

名称		名称	
所在地		所在地	

7 管理者

(1) 住所

(2) 氏名

8 従業員の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	栄 養 士	調 理 員	事 務 員	そ の 他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

9 診療に従事する医師又は歯科医師

氏名	担当診療科名	診療日	診療時間

10 勤務薬剤師

氏名	専属・非専属の別	非専属の場合の勤務形態

11 業務に従事する助産師

氏名	勤務の日	勤務時間

12 敷地の面積

m<sup>2</sup>

1.3 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
	造 階建てのうち 階 室 ( 号室)		m <sup>2</sup>

1.4 廊下の幅

建物別名称	片側廊下	中央廊下	建物別名称	片側廊下	中央廊下
	m	m		m	m

1.5 診察室

診療科名	室面積	処置室兼用の場合その部分	診療科名	室面積	処置室兼用の場合その部分
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	

1.6 処置室（診療室兼用の場合を除く）

処置室名	室面積	処置室名	室面積
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

1.7 2階以上の階に病室を有する建物の直通階段の数及びその構造

建物別名称	屋内の直通階段					病室のある最上階	避難階段の数
	幅	踊り場の幅	け上げ	踏み面	手すりの有無		
	m	m	cm	cm		階	階から地上まで 箇所
	m	m	cm	cm		階	階から地上まで 箇所

## 18 歯科技工室

室面積	照明設備	給水・火気設備	防火設備	防塵設備	その他の設備
m <sup>2</sup>					

## 19 調剤所

室面積	採光面積	外気開放面積	給水箇所	麻薬金庫の有無
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	箇所	有・無
冷暗所の構造・容積		備付け天秤		
(構造)		10mg		台
(容積)	m <sup>3</sup>	感量 500mg		台
		mg		台

## 20 手術室及び準備室

室名	室面積	構造・設備					
		手術台	内壁	床の排水設備	照明設備	暖房設備	手洗い滅菌装置
手術室	m <sup>2</sup>	台					
準備室	m <sup>2</sup>						

## 21 分娩室及び新生児入浴施設

分娩室	室面積	新生児入浴施設	室面積
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

2 2 給食施設

調理室	面積	m <sup>2</sup>		冷蔵庫		
	床の構造			手洗い設備		
	照明及び換気設備			給食職員専用の使用		
	防蠅設備	窓 出入口		事務室		
	野菜消毒設備			給食倉庫又は置き場		
配膳室	配膳室の名称又は設備場所は	面積	食器消毒方法・設備	食器洗淨設備	食器格納設備	防蠅設備
		m <sup>2</sup>				
		m <sup>2</sup>				

2 3 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

2 4 病室

階別	病室番号	病床種別	病床数	床面積	一人あたり床面積	採光面積	直接外気開放面積	天井高さ
階	号	一般療養	床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m

## 2 5 機能訓練室等（療養病床を有する場合に必要な施設）

	機能訓練室	談話室	食堂	浴室
室面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

## 2 6 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

## 2 7 地域で不足する外来医療機能

不足する外来医療機能※	合意について
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否

※山梨県外来医療計画において二次医療圏ごとに定めた「地域で不足する外来医療機能」を記載すること。

拒否の場合はその理由

--

第9号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所

開設者氏名

印

診療所（無床）開設届

次のとおり診療所を開設したので、医療法第8条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 名称

2 開設の場所

電話番号 ( )

3 診療科名

4 開設年月日 年 月 日

5 開設者が現に病院若しくは診療所を開設し若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務する場合

名称		名称	
所在地		所在地	
開設・管理・勤務の別		開設・管理・勤務の別	

6 同時に2つ以上の病院又は診療所を開設する場合

名称		名称	
所在地		所在地	

7 管理者

(1) 住所

(2) 氏名

8 従業員の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	栄 養 士	事 務 員	そ の 他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

9 診療に従事する医師又は歯科医師

氏名	担当診療科名	診療日	診療時間

10 勤務薬剤師

氏名	専属・非専属の別	非専属の場合の勤務形態

11 業務に従事する助産師

氏名	勤務の日	勤務時間

12 敷地の面積

m<sup>2</sup>



1.3 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
	造 階建てのうち 階 室 ( 号室)		m <sup>2</sup>

1.4 診察室

診療科名	室面積	処置室兼用の場合その部分	診療科名	室面積	処置室兼用の場合その部分
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	

1.5 処置室（診療室兼用の場合を除く。）

処置室名	室面積	処置室名	室面積
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

1.6 歯科技工室

室面積	照明設備	給水・火気設備	防火設備	防塵設備	その他の設備
m <sup>2</sup>					

1.7 調剤所

室面積	採光面積	外気開放面積	給水箇所	麻薬金庫の有無
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	箇所	有・無
冷暗所の構造・容積		備付け天秤		
(構造)		10mg		台
(容積)	m <sup>3</sup>	感量 500mg		台
		mg		台

18 手術室及び準備室

室名	室面積	構造・設備					
		手術台	内壁	床の排水設備	照明設備	暖房設備	手洗い滅菌装置
手術室	m <sup>2</sup>	台					
準備室	m <sup>2</sup>						

19 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

20 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

21 地域で不足する外来医療機能

不足する外来医療機能※	合意について
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否
	受諾 ・ 拒否

※山梨県外来医療計画において二次医療圏ごとに定めた「地域で不足する外来医療機能」を記載すること。

拒否の場合はその理由

--

第10号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所

開設者名

印

助産所開設届

次のとおり助産所を開設したので、医療法第8条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 助産所の名称

2 開設の場所

電話番号 ( )

3 開設年月日 年 月 日

4 開設者が現に助産所を開設し若しくは管理し、又は病院、診療所若しくは助産所に勤務する場合

名称		名称	
所在地		所在地	
開設・管理・勤務の別		開設・管理・勤務の別	

5 同時に2つ以上の助産所を開設する場合

名称		名称	
所在地		所在地	

6 管理者

(1) 住所

(2) 氏名

7 従業員の定員

助産師						その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

8 業務に従事する助産師

氏名	勤務の日	勤務時間

9 嘱託医師・病院・診療所（分娩を取り扱う助産所に限る。）

氏名・名称	住所

10 敷地の面積

m<sup>2</sup>

11 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
	造 階建てのうち 階 室 ( 号室)		m <sup>2</sup>

12 入所室

階別	部屋番号	入所定員	床面積	1人あたり床面積
階	号	人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

1.3 分娩室及び新生児入浴施設

分娩室	室面積	構造・設備	新生児入浴施設	室面積	構造・設備
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	

1.4 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

1.5 汚物処理施設

施設数及び構造概要			
焼却炉	浄化槽	汚物溜	その他

1.6 被服、寝具等の消毒施設

室面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
m <sup>2</sup>		

1.7 洗濯施設

室面積	構造概要	洗濯設備	乾燥設備	その他
m <sup>2</sup>				

1.8 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

第11号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）  
印

（病院・診療所・助産所）届出事項変更届

次のとおり届出事項に変更を生じたので、医療法施行令第4条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 （病院・診療所・助産所）の名称
- 2 （病院・診療所・助産所）の所在地  
  
電話番号 （ ）
- 3 変更の理由
- 4 変更内容
  - (1) 変更事項
  - (2) 変更前
  - (3) 変更後
- 5 変更年月日

第12号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所

開設者名

印

(診療所・助産所) 届出事項変更届

次のとおり届出事項に変更を生じたので、医療法施行令第4条第3項の規定により届け出ます。

- 1 (診療所・助産所) の名称
- 2 (診療所・助産所) の所在地
- 電話番号 ( )
- 3 変更の理由
- 4 変更内容
  - (1) 変更事項
  - (2) 変更前
  - (3) 変更後
- 5 変更年月日

第13号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

印

（病院・診療所・助産所）（休止・再開・廃止）届

（病院・診療所・助産所）を次のとおり（休止・再開・廃止）したので、医療法（第8条の2第2項・第9条第1項）の規定により届け出ます。

1 （病院・診療所・助産所）の名称

2 （病院・診療所・助産所）の所在地

電話番号 （ ）

3 （休止・再開・廃止）の理由

4 （休止・再開・廃止）年月日

5 休止の場合はその予定期間



第14号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者住所

届出者名（戸籍法の規定による届出義務者）

印

死亡者（失そう者）との続柄

（病院・診療所・助産所）開設者（死亡・失そう）届

次のとおり（病院・診療所・助産所）の開設者が（死亡・失そう）しましたので、医療法第9条第2項の規定により届け出ます。

- 1 （病院・診療所・助産所）の名称
- 2 （病院・診療所・助産所）の所在地

電話番号 ( )

- 3 （死亡・失そう）年月日  
年 月 日

注 この届出は、戸籍法の規定に基づく死亡又は失そうの届出義務者が行なうこと。

第15号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者氏名（法人の場合は名称と代表者の職氏名）

印

（病院・診療所）専属薬剤師設置免除許可申請書

次のとおり専属薬剤師の設置を免除されたいので、医療法施行規則第7条の規定により申請します。

- 1 （病院・診療所）の名称
- 2 （病院・診療所）の所在地  
電話番号 ( )
- 3 診療科名
- 4 病床数（病院のみ記載すること。）
- 5 過去1年間の1日平均外来患者数及び入院患者数
  - (1) 外来患者数 名
  - (2) 入院患者数 名
- 6 過去1年間の1日平均調剤数（処方箋数で表すこと。）
- 7 専属薬剤師を置かない理由

注 5及び6については、開設1年未満の場合には推定数を記載すること。

第16号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所

開設者名

印

(病院・診療所・助産所) 管理免除許可申請書

次のとおり開設者自身による管理を免除されたいので、医療法施行規則第8条の規定により申請します。

1 (病院・診療所・助産所) の名称

2 (病院・診療所・助産所) の所在地

電話番号 ( )

3 開設者が当該(病院・診療所・助産所)を管理しない理由

4 管理者にしようとする者の住所及び氏名

(1) 住所

(2) 氏名

5 4の者が現に病院若しくは診療所を開設し若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務する場合

名称	
所在地	
開設・管理・勤務の別	

第17号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者氏名（法人の場合は名称と代表者の職氏名）

印

（病院・診療所・助産所）管理者兼任許可申請書

次のとおり（病院・診療所・助産所）の管理者を兼任させたいので、医療法施行規則第9条の規定により申請します。

1 管理者

（1）住所

（2）氏名

2 現に管理している（病院・診療所・助産所）

（1）名称

（2）所在地

（3）診療科名及び病床数

（4）従業者の定員

3 新たに管理させようとする（病院・診療所・助産所）

（1）名称

（2）所在地

（3）診療科名及び病床数

（4）従業者の定員

4 管理者を兼任させる理由

5 現に管理する（病院・診療所・助産所）と新たに管理させようとする（病院・診療所・助産所）との距離及び連絡に要する時間

距離 k m、 により 分

第18号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

開設者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

印

（病院・診療所・助産所）使用許可申請書

次のとおり（病院・診療所・助産所）を使用したいので、医療法第27条の規定により申請します。

1 （病院・診療所・助産所）の名称

2 （病院・診療所・助産所）の所在地

電話番号 ( )

3 許可を受けようとする施設

年 月 日付け 第 号による許可に係る施設

年 月 日付け変更届に係る施設

4 使用開始予定年月日

年 月 日

5 構造設備の概要

別添図面のとおり

第19号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所  
氏 名 印

病院医師宿直免除申請書

医療法第16条のただし書きの規定により病院に医師を宿直させないことについて、次のとおり申請します。

病院の名称							
開設の場所							
電話番号							
診療科目							
病床数		一般	療養	精神	結核	感染症	合計
		床	床	床	床	床	床
病院に医師を宿直させない理由							
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連絡体制						
	連絡を受ける医師の場所						
	医師が適切な診療が行える状態の確保の有無	有 ・ 無					

第20号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

診療用エックス線装置備付届

次のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称		
	所在地	電話番号 ( ) FAX番号 ( )	
診療用エックス 線装置に関する 事項	製作者名		
	型式		
	台数	台	
	連続	キロボルト (kV)	
	定格出力 短時間	ミリアンペア (mA)	
	蓄放式	キロボルト (kV)	
	エックス線管の数	秒	
	用途	一般撮影・透視・CT・歯科用・その他 ( )	
放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職種	放射線診療に関する経歴
備付年月日		年 月 日	

放射線障害の防止に 関する 構造 設備 予 防 措 置 の 概 要	（空気カーマ率） の 遮 へ い の 利 用 線 錐 以 外 の エ ク ス 線 量	定格管電圧が50キロボルト以下の治療用 エックス線装置	装置の接触可能表面から5 センチメートルで1.0ミ リグレイ/時以下になる構 造	有	・	無
		定格管電圧が50キロボルトを超える治療用 エックス線装置	エックス線管焦点から1 メートルで10ミリグレイ /毎時以下かつ装置の接触 可能表面から5センチメー トルで300ミリグレイ/ 時以下になる構造	有	・	無
		定格管電圧が125キ ロボルト以下の口内法 撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1 メートルで0.25ミリグ レイ/時以下になる構造	有	・	無
		上記以外の エックス線装置	エックス線管焦点から1 メートルで1.0ミリグレイ /時以下になる構造	有	・	無
		コンデンサ式高電圧 エックス線高電圧装置	充電状態で照射時以外のと き装置の接触可能表面から 5センチメートルで20マ イクログレイ/時以下にな る構造	有	・	無
総 ろ 過	総	定格管電圧70キロボルト以下の口内法撮影用エッ クス線装置		mmA1当量	(アルミニウム当量1.5mm以上)	
	ろ	定格管電圧50キロボルト以下の乳房撮影用エッ クス線装置		mmA1当量 又は mmMo当量	(アルミニウム当量0.5mm以上) 又は (モリブデン当量0.03mm以上)	
	過	上記以外のエックス線装置、輸血用血液照射エッ クス線装置及び治療用エックス線装置		mmA1当量	(アルミニウム当量2.5mm以上)	
透 視 用 エ ッ ク ス 線 装 置 の 概 要	透	患者への入射線量率が50ミリグレイ/分以下 (高線量率透視制御装置の場合は、125ミリグレイ毎分以下)		以下	・	超える
	視	一定時間経過時に警告音等を発することのできる透 視時間を積算するタイマー		有	・	無
	用	高線量率透視制御		有	・	無
	エ	焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるよ うな装置又はインターロック		有	・	無
	ッ	受像面を超えないように照射野を絞る装置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (医療法施行規則第30条第2項第4号イに該当) <input type="checkbox"/> 無 (医療法施行規則第30条第2項第4号ロに該当)		
	ク	受像器を通過したエックス線が150マイクログレ イ/時 (接触可能表面から10センチメートル)		以下	・	超える
	ス	最大受像面を3センチメートルを超える部分を通過し たエックス線が150マイクログレイ/時 (接触可 能表面から10センチメートル)		以下	・	超える
線	利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするた めの適切な手段		有	・	無	



エ ッ ク ス 線 装 置 の 放 射 線 装 置 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備 の 概 要	撮 影 用	照射野絞り装置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（CTエックス線装置に該当） <input type="checkbox"/> 無（口内法撮影用エックス線装置に該当） <input type="checkbox"/> 無（乳房撮影）		
		定格管電圧70キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15センチメートル以上	以上	・	未満
		定格管電圧70キロボルトを超える口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が20センチメートル以上	以上	・	未満
	エ ッ	歯科用パノラマ断層撮影装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15センチメートル以上	以上	・	未満
	ク	移動型及び携帯型エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が20センチメートル以上	以上	・	未満
	ス	CTエックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15センチメートル以上	以上	・	未満
	線	乳房撮影用エックス線装置 （拡大撮影を行う場合に限り）	エックス線管焦点皮膚間距離が20センチメートル以上	以上	・	未満
	装	上記及び骨塩定量分析エックス線装置以外のエックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が45センチメートル以上	以上	・	未満
	置	移動型及び携帯型エックス線装置及び手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作できる構造		有	・	無
	の	移動型及び携帯型エックス線装置の保管状況	保管場所	<input type="checkbox"/> エックス線診療室内（室名：） <input type="checkbox"/> エックス線診療室外（室名：）		
	防		保管場所の施錠	有	・	無
	止		管理方法	<input type="checkbox"/> 装置のキースイッチの管理（）		
	に	胸部 間接 撮 影 用 装 置	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（医療法施行規則第30条第4項ただし書に該当）	
	関		接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次遮へい体		有	・
	す		10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮へい物		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（医療法施行規則第30条第4項第3号ただし書に該当）	
る	治療 用	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック（近接照射治療装置を除く。）		有	・	無
構	使用の場所					
造	診 療 室	遮へい物		構造、材料、厚さ		
設		遮へい物を設ける場所				
備		天井				
の		床				
防	周囲の面壁等の材質及び厚さ等	(東)				
護		(西)				
物		(南)				
の		(北)				
概		監視用窓				
の		出入口の扉				
概 要		その他の開口部				

エ ッ ク ス 線 装 置 の 放 射 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備 の 概 要	エックス線診療室と隔壁等で区画された操作室		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (箱状の遮へい物を有する胸部集検用間接撮影装置) <input type="checkbox"/> 無 (医療法施行規則第30条第4項第3号に規定する箱状の遮へい物を設けたとき、近接透視撮影を行うとき又は乳房撮影に必要な防護物を設けたときに該当)	
	エックス線診療室である旨の標識		有 ・ 無	
	放射線障害の防止に必要な注意事項		有 ・ 無	
	使用中の表示		有 ・ 無	
	一室に複数台の装置を備える場合に同時照射防止措置		有 ・ 無	
	隔壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる防護措置		有 ・ 無	
	管理区域	管理区域を設ける場所		別添図面のとおり
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有 ・ 無
		立入制限措置		有 ・ 無
		管理区域である旨の標識		有 ・ 無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置		有 ・ 無
		入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有 ・ 無
	その他	取扱者の被ばく測定器具		
		防護用具(防護前掛等)		

第21号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名 印

診療用高エネルギー放射線発生装置備付届

次のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置を備えるので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称			
	所在地		電話番号 ( )	FAX番号 ( )
診療用高エネルギー放射線発生装置に関する事項	製作者名			
	型式			
	台数		台	
	定格出力	電子線	メガ電子ボルト (MeV)	
エックス線		メガボルト (MV)		
放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職種	放射線診療に関する経歴	
使用予定開始時期		年 月 日		

診療用高エネルギー放射線発生装置の放射線障害の防止に関する構造設備	発生管容器の漏洩放射線（利用線錐の放射線量の1/1000）		以下	・	を超える	
	照射終了直後の不要放射線からの防護措置		有	・	無	
	放射線発生時の自動表示装置		有	・	無	
	インターロック装置		有	・	無	
	エックス線装置の併設		有	・	無	
	移動型の場合の保管場所					
診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備	使用の場所					
	建築物の構造		耐火構造	・	不燃材料	
	使用室の防護物の概要	遮へい物 遮へい物を設ける場所		構造、材料及び厚さ		
		天井				
	床					
	周囲の画壁等		(東)			
			(西)			
			(南)			
			(北)			
			出入口の扉			
	操作室		有	・	無 ( )	
	監視用モニター等		有	・	無	
	出入口の数		通常出入口		箇所	
非常口				箇所		
使用室の標識		有	・	無		

診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有	・	無	
	出入口の使用自動表示		有	・	無	
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト／週以下となる措置		有	・	無	
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり			
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無	
		立入制限措置	有	・	無	
		標識	有	・	無	
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無	
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無	
	その他	取扱者の被ばく測定器				

第22号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

診療用粒子線照射装置備付届

次のとおり診療用粒子線照射装置を備えるので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称		
	所在地		電話番号 ( ) FAX番号 ( )
診療用粒子線照射装置に関する事項	製作者名		
	型式		
	台数		台
	定格出力	電子線	メガ電子ボルト (MeV)
エックス線		メガボルト (MV)	
放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職種	放射線診療に関する経歴
使用予定開始時期		年 月 日	

診療用粒子線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	発生管容器の漏洩放射線（利用線錐の放射線量の1/1000）		以下	・	超える
	照射終了直後の不要放射線からの防護措置		有	・	無
	放射線発生時の自動表示装置		有	・	無
	インターロック装置		有	・	無
診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用室の防護物の概要	遮へい物		構造、材料及び厚さ	
		遮へい物を設ける場所			
		天井			
		床			
		周囲の画壁等	(東)		
			(西)		
			(南)		
	(北)				
			(監視用窓)		
	出入口の扉				
	その他の開口部				
出入口の数		通常出入口	箇所		
		非常口	箇所		
エックス線装置の併設		有（移動型・固定）・無			
		有の場合その用途（ ）			
使用室の標識		有	・	無	

診療用粒子線照射装置及び使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	使用場所の制限		診療用粒子線照射装置使用室 ・ それ以外		
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患者向け	有 ・ 無	
			従事者向け	有 ・ 無	
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所		別添図面のとおり	
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有	無
		管理区域である旨の標識		有	無
		立入制限措置		有	無
	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置		有	無	
	入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有	無	
	従 事 者 等 の 被 ば く 防 止	被ばく量測定器		フィルムバッチ・ポケット線量計・TLD・アラームメータ・その他（ ）	
		遮へい壁その他の遮へい物を用いることによる放射線の遮へい		有	無
		遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方法による装置と人体との間に適当な距離を設ける措置		有	無
		人体が放射線に被曝する時間を短くすること		有	無



第23号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

診療用放射線照射装置備付届

次のとおり診療用放射線照射装置を備えるので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称		
	所在地	電話番号 (            ) F A X 番号 (            )	
診療用放射線照射装置に関する事項	製作者名		
	型式及び個数		
	装備する放射性同位元素の種類		
	装備する放射性同位元素の数量	(ベクレル)	
	用途		
放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職種	放射線診療に関する経歴
予定使用開始時期		年 月 日	

診療用放射線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	放射線源収納容器の漏洩放射線70マイクログレイ/時（線源から1m）		以下	・	を超える	
	二次電子透過板		有	・	無	
	照射口開閉用遠隔操作装置		有	・	無	
	放射線発生時の自動表示装置		有	・	無	
	インターロック装置		有	・	無	
	エックス線装置の併設		有	・	無	
診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所					
	建築物の構造		耐火構造	・	不燃材料	
	使用室の防護物の概要	遮へい物を設ける場所	遮へい物 構造、材料及び厚さ			
			天井			
	の防護物の概要	周囲の画壁等	床			
			(東)			
			(西)			
			(南)			
			(北)			
			出入口の扉			
	の概要	操作室		有 ・ 無 ( )		
		監視用モニター等		有	・	無
	出入口の数		通常出入口	箇所		
		非常口	箇所			
使用室の標識		有	・	無		